

平成 23 年 3 月 22 日 0 時 00 分現在

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について
～水道における被害状況について報告～

厚生労働省 健康局 水道課
※下線部分が第 24 報からの変更点

1. 水道における被害状況（3 月 22 日 0 時 00 分現在）

①被害状況

11 県で少なくとも 7.6 万戸で断水被害が生じている状況（21 日 13 時 00 分時点では 8.8 万戸断水）。これまでに復旧した総数は 1.33 万戸（前回では 1.19 万戸）。
（詳細については別紙 1 参照）

1) 青森県 <約 15 万戸断水>

十和田市 : 断水 1,354 戸→断水 15 戸（復旧 1,339 戸）（応急給水中）
復旧済み 佐井村、五所川原市、むつ市、野辺地町、東北町、風間浦村、八戸圏
域水道団（八戸市他 1 市 5 町）、三戸町、平内町、六ヶ所村、久吉ダ
ム水道企業団（大鰐町、平川市）、弘前市

2) 岩手県 <約 5 万戸断水>

一関市 : 断水 42,870 戸→断水 440 戸（復旧 42,430 戸）（応急給水中）
大船渡市 : 断水 16,000 戸（応急給水中）
陸前高田市 : 断水 8,500 戸（応急給水中）
釜石市 : 断水 8,000 戸（応急給水中）
大槌町 : 断水 6,000 戸（応急給水中）
宮古市 : 断水 11,090 戸→断水 4,600 戸（復旧 6,490 戸）（応急給水中）
山田町 : 断水 6,000 戸（応急給水中）
岩泉町 : 断水 670 戸 →断水 188 戸（復旧 482 戸）（応急給水中）
田野畑村 : 断水 395 戸（応急給水中）
野田村 : 断水 1,680 戸（応急給水中）
復旧済み 盛岡市、岩手町、滝沢村、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町、花巻市、
遠野市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、久慈市、
普代村、洋野町、二戸市、一戸町

3) 宮城県 <約 46 万戸断水>

仙南・仙塩広域水道用水供給事業 : 用水供給停止→応急復旧
工事着手、一部送水開始
大崎広域水道用水供給事業 : 用水供給停止→応急復旧
工事着手、一部送水開始
塩竈市 : 断水 24,829 戸（応急給水中）
仙台市 : 断水 206,500 戸→断水 160,700 戸（復旧 45,800 戸）（応急給
水中）
村田町 : 断水 3,654 戸（応急給水中）
角田市 : 断水 11,000 戸→断水 9,400 戸（復旧 1,600 戸）（応急給
水中）

多賀城市	:	断水 24,999 戸→断水 23,075 戸 (復旧 1,924 戸) (応急給水中)
女川町	:	断水 3,049 戸 (応急給水中)
松島町	:	断水 5,513 戸→断水 4,913 戸 (復旧 600 戸) (応急給水中)
白石市	:	断水 9,000 戸→断水 <u>1,000</u> 戸 (復旧 <u>8,000</u> 戸) (応急給水中)
湧谷町	:	断水 5,689 戸 (応急給水中)
岩沼市	:	断水 15,847 戸 (応急給水中)
柴田町	:	断水 14,559 戸 (応急給水中)
大河原町	:	断水 8,000 戸→断水 3,100 戸 (復旧 4,900 戸) (応急給水中)
亘理町	:	断水 11,100 戸 (応急給水中)
七ヶ浜町	:	断水 6,518 戸 (応急給水中)
大和町	:	断水 2,700 戸→断水 53 戸 (復旧 2,647 戸) (応急給水中)
大衡村	:	断水 1,600 戸→断水 <u>10</u> 戸 (復旧 <u>1,590</u> 戸) (応急給水中)
富谷町	:	断水 12,513 戸→断水 9,903 戸 (復旧 2,610 戸) (応急給水中)
山元町	:	断水 5,453 戸→断水 <u>5,253</u> 戸 (復旧 <u>200</u> 戸) (応急給水中)
利府町	:	断水 11,253 戸 (応急給水中)
石巻広域水道 (石巻市、東松島市)	:	断水 75,645 戸 →断水 71,515 戸 (復旧 4,130 戸) (応急給水中)
蔵王町	:	断水 5,300 戸→断水 4,200 戸 (復旧 1,100 戸)
登米市	:	断水 26,714 戸→断水 26,599 戸 (復旧 115 戸) (応急給水中)
南三陸町	:	断水 5,066 戸 (応急給水中)
<u>美里町</u>	:	<u>断水 8,391 戸→断水 8,291 戸 (復旧 100 戸) (応急給水中)</u>
大崎市	:	断水 45,300 戸→断水 12,600 戸 (復旧 32,700 戸) (応急給水中)
一部断水		気仙沼市 (応急給水中)、名取市 (応急給水中)、丸森町、大郷町 (応急給水中)、川崎町、七ヶ宿町 (応急給水中)、栗原市 (応急給水中)
復旧済み		加美町、色麻町
4) 福島県		<約 <u>9</u> 万戸断水>
福島市	:	断水 111,000 戸→断水 <u>7,100</u> 戸 (復旧 <u>103,900</u> 戸) (応急給水中)
国見町	:	断水 2,800 戸→断水 <u>5</u> 戸 (復旧 <u>2,795</u> 戸) (応急給水中)
郡山市	:	断水 37,000 戸→断水 <u>3,140</u> 戸 (復旧 <u>33,860</u> 戸) (応急給水中)
須賀川市	:	断水 21,000 戸 → 断水 <u>4,500</u> 戸 (復旧 <u>16,500</u> 戸)
天栄村	:	断水 1,000 戸 → 断水 <u>220</u> 戸 (復旧 <u>780</u> 戸)
鏡石町	:	断水 4,000 戸→断水 <u>2,922</u> 戸 (復旧 <u>1,078</u> 戸) (応急給水中)
白河市	:	断水 20,646 戸 → 断水 <u>4,122</u> 戸 (復旧 <u>16,524</u> 戸)

西郷村 : 断水 2,750 戸 → 断水 110 戸 (復旧 2,640 戸)
 矢吹町 : 断水 6,130 戸 → 断水 3,130 戸 (復旧 3,000 戸)
 泉崎村 : 断水 1,200 戸 → 断水 18 戸 (復旧 1,182 戸)
 南相馬市 : 断水 18,000 戸 → 断水 3,600 戸 (復旧 14,400 戸)
 葛尾村 : 断水 120 戸
 いわき市 : 断水 95,000 戸 → 断水 57,000 戸 (復旧 38,000 戸) (応急給水中)

一部断水 相馬地方水道企業団 (相馬市、新地町) (応急給水中)

復旧済み 福島地方水道用水供給事業、白河地方水道用水供給企業団、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、玉川村、三春町、小野町、平田村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、猪苗代町、田村市、飯館村

※双葉広域水道企業団 (双葉町他 4 町) 及び浪江町は、避難指示により被害調査を含め一切の活動を停止。

5) 秋田県 <約 1,400 戸断水>

由利本荘市 : 断水 345 戸 → 断水 240 戸 (復旧 105 戸) (応急給水中)

横手市 : 断水 15,400 戸 → 断水 97 戸 (復旧 15,303) (応急給水中)

湯沢市 : 断水 11,850 戸 → 断水 500 戸 (復旧 11,350) (応急給水中)

東成瀬村 : 断水 595 戸

一部断水 井川町

復旧済み 大館市、北秋田市、能代市、八峰町、三種町、藤里町、秋田市、男鹿市、潟上市、八郎潟町、大仙市、仙北市

6) 山形県 <約 44 戸断水>

東根市 : 断水 140 戸 → 断水 40 戸 (復旧 100 戸) (応急給水中)

西川町 : 断水 4 戸 (応急給水中)

復旧済み 山形市、上山市、村山市、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 (尾花沢市、大石田町)、朝日町、大江町、山辺町、中山町、最上町、舟形町、大蔵村、鮭川村、米沢市、南陽市、高畠町、川西町、遊佐町、酒田市

7) 茨城県 <約 14 万戸断水>

茨城県による用水供給事業において 10 浄水場のうち 4 浄水場で送水停止

日立市 : 断水 74,336 戸 → 断水 34,030 戸 (復旧 40,306 戸)

石岡市 : 断水 8,200 戸 → 断水 7 戸 (復旧 8,193 戸)

高萩市 : 断水 11,500 戸 → 断水 1,200 戸 (復旧 10,300 戸)

北茨城市 : 断水 9,300 戸 → 断水 4,500 戸 (復旧 4,800 戸)

ひたちなか市 : 断水 45,000 戸 → 断水 33,590 戸 (復旧 11,410 戸)

鹿嶋市 : 断水 20,000 戸 → 断水 4,000 戸 (復旧 16,000 戸)

潮来市 : 断水 9,700 戸 → 断水 7,500 戸 (復旧 2,200 戸)

常陸大宮市 : 断水 1,000 戸 → 断水 960 戸 (復旧 40 戸)

那珂市 : 断水 18,900 戸 → 断水 13,000 戸 (復旧 5,900 戸)

稲敷市 : 断水 900 戸 → 断水 600 戸 (復旧 300 戸)

桜川市 : 断水 12,100 戸 → 断水 2,500 戸 (復旧 9,600 戸)

神栖市 : 断水 28,900 戸

- 行方市 : 断水 10,200 戸 → 断水 1,500 戸 (復旧 8,700 戸)
- 茨城町 : 断水 9,500 戸 → 断水 7,700 戸 (復旧 1,800 戸)
- 大洗町 : 断水 7,000 戸 → 断水 2 戸 (復旧 6,998 戸)
- 東海村 : 断水 6,000 戸 → 断水 200 戸 (復旧 5,800 戸)
- 大子町 : 断水 4,122 戸 → 断水 135 戸 (復旧 3,987 戸)
- 復旧済み 水戸市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、銚田市、小美玉市、城里町、美浦村、河内町、八千代町、利根町、土浦市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市
- 8) 栃木県 <約 1,200 戸断水>
- 矢板市 : 断水 10,000 戸 → 断水 780 戸 (復旧 9,220 戸) (応急給水中)
- さくら市 : 断水 460 戸 → 断水 410 戸 (復旧 50 戸) (応急給水中)
- 復旧済み 宇都宮市、足利市、真岡市、大田原市、那須塩原市、市貝町、芳賀町、高根沢町、益子町、茂木町、那珂川町、那須烏山市、那須町
- 9) 千葉県 <約 1 万戸断水>
- 千葉県企業局 (千葉市他 12 市村) : 断水 251,510 戸 → 断水 4,000 戸 (復旧 247,510 戸) (応急給水中)
- 旭市 : 断水 18,736 戸 → 断水 1,020 戸 (復旧 17,716 戸) (応急給水中)
- 香取市 : 断水 19,800 戸 → 断水 7,200 戸 (復旧 12,600 戸)
- 神崎町 : 断水 1,834 戸 → 断水 70 戸 (復旧 1,764 戸)
- 復旧済み 佐倉市、柏市、我孫子市、木更津市、君津市、成田市、銚子市、山武郡市広域水道企業団 (東金市、山武市他 3 町)、八匠 (はっそう) 水道企業団 (匝瑳市、横芝光町)、いすみ市、長門川水道企業団 (栄町、本埜村)、東庄町
- 10) 新潟県 <約 1,100 戸断水>
- 十日町市 : 断水 2,111 戸 → 断水 1,109 戸 (復旧 1,002 戸) (応急給水中)
- 津南町 : 断水 349 戸 → 断水 8 戸 (復旧 341 戸) (応急給水中)
- 上越市 : 断水 342 戸 → 断水 13 戸 (復旧 329 戸) (応急給水中)
- 復旧済み 柏崎市
- 11) 長野県 <約 800 戸断水>
- 栄村 : 断水 804 戸 (応急給水中)
- 復旧済み 諏訪市、豊丘村、岡谷市、高森町、野沢温泉村、飯山市
- 12) 北海道
- 復旧済み 夕張市
- 13) 群馬県
- 復旧済み 下仁田町、前橋市、高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、南牧村、東吾妻町、安中市、板倉町、明和町、高山村
- 14) 埼玉県
- 復旧済み 宮代町、鴻巣市、杉戸町、秩父市、小川町、ときがわ町、久喜市
- 15) 東京都
- 復旧済み 町田市、稲城市
- 16) 神奈川県
- 復旧済み 神奈川県企業庁 (平塚市他 16 市町)、横浜市、川崎市、小田原市、三浦市、秦野市

17) 山梨県

復旧済み 北杜市、富士吉田市、西桂町、都留市、富士河口湖町

18) 静岡県

復旧済み 裾野市、函南町、小山町

19) 岐阜県

復旧済み 高山市、関市

他) 水資源機構

- ・房総導水路において取水を停止 → 取水・導水を開始
- ・霞ヶ浦用水において取水を停止(管路損傷) → 送水開始
- ・東総用水送水管破損により送水不可 → 復旧済み

※(応急給水中)については報告のあったもののみ記載

②計画停電による水道への影響

3月21日は計画停電は中止されたので、計画停電による断水は発生していない。

③応急給水・復旧への対応(日本水道協会による対応)

- ・日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を岩手、宮城、福島各県に担当割りし、当面、応急給水に専念し、その後、断水調査、応急復旧計画の策定などの活動を行う予定。
- ・給水車の派遣要請に対し、全国349の水道事業者において合計440台を確保(水道事業者名については別紙1参照)。現時点で、宮城県200台、岩手県88台、栃木県12台、茨城県8台、福島県37台、千葉県8台派遣し、応急給水を実施。(合計353台派遣中)

<給水車の派遣体制を整えた水道事業者>

札幌市、旭川市、函館市、室蘭市、苫小牧市、登別市、洞爺湖町、千歳市、北見市、釧路市、帯広市、上山市、鶴岡市、新庄市、酒田市、山形市、高畠町、河西町、南陽市、最上中部、河北町、村上市、遊佐町、由利本荘市、秋田県、男鹿市、郡山市、会津坂下町、南会津町、会津若松市、喜多方市、磐梯町、能代市、大仙市、秋田市、渋川市、東京都、横浜市、川崎市、神奈川県、横須賀市、秦野市、さいたま市、埼玉県、川越市、越ヶ谷松伏水道企業団、入間市、所沢市、深谷市、太田市、みどり市、甲府市、愛知県、名古屋市、豊橋市、安城市、犬山市、岩倉市、半田市、大府市、岡崎市、尾張旭市、春日井市、刈谷市、小牧市、田原市、知立市、豊川市、豊田市、愛知中部水道企業団、南知多町、蒲郡市、新城市、一宮市、稲沢市、東海市、碧南市、伊賀市、亀山市、名張市、津市、四日市市、鳥羽市、桑名市、志摩市、伊勢市、静岡市、浜松市、沼津市、伊東市、焼津市、藤枝市、富士市、掛川市、島田市、御殿場市、富士宮市、東伊豆町、河津町、長泉町、磐田市、湖西市、岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、各務原市、可児市、坂祝町、美濃加茂市、福井市、越前市、高浜町、鯖江市、金沢市、小松市、白山市、野々市町、輪島市、加賀市、津幡町、内灘町、富山市、氷見市、射水市、立山町、滑川市、砺波市、南砺市、魚津市、長野市、長野県、中野市、小諸市、東御市、塩尻市、伊那市、佐久水道企業団、木曾町、上田市、松本市、飯田市、新潟市、上越市、三条市、新発田市、小千谷市、燕市、五泉市、阿賀野市、加茂市、長岡市、柏崎市、胎内市、聖籠町、大崎市、大阪府、堺市、豊能町、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、枚方市、寝屋川市、門真市、交野市、大東市、八尾市、柏原市、藤井寺市、松原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山

市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、阪南市、泉南市、京都市、長岡京市、城陽市、木津川市、精華町、八幡市、京田辺市、京都府、久御山町、宇治市、福知山市、舞鶴市、与謝野町、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、近江八幡市、大津市、滋賀県、草津市、甲賀市、湖南市、高島市、長浜市、長浜水道企業団、彦根市、日野町、守山市、野洲市、栗東市、米原市、甲良町、多賀町、愛知郡広域行政組合水道事務所、和歌山市、海南市、橋本市、新宮市、紀美野町、神戸市、伊丹市、川西市、高砂市、宝塚市、西宮市、阪神水道企業団、姫路市、明石市、尼崎市、加古川市、太子町、丹波市、三田市、芦屋市、豊岡市、赤穂市、西播磨水道企業団、たつの市、猪名川町、篠山市、三木市、加東市、奈良県、奈良市、生駒市、橿原市、香芝市、桜井市、天理市、大和郡山市、大和高田市、広陵町、広島市、呉市、福山市、安芸高田市、江田島市、大竹市、尾道市、庄原市、竹原市、廿日市市、東広島市、三原市、三次市、岡山市、倉敷市、高梁市、井原市、総社市、津山市、美作市、新見市、笠岡市、瀬戸内市、岡山県南部水道企業団、岡山県西南水道企業団、米子市、鳥取市、倉吉市、八頭町、松江市、出雲市、浜田市、安来市、奥出雲町、高松市、丸亀市、松山市、四国中央市、今治市、伊予市、鬼北町、新居浜市、徳島市、鳴門市、高知市、四万十市、防府市、岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、光市、下関市、山口市、周南市、長門市、萩市、柳井市、大分市、長崎市、佐世保市、川棚町、諫早市、大村市、松浦市、島原市、佐賀市、唐津市、西佐賀水道企業団、宮崎市、日向市、都城市、延岡市、福岡市、北九州市、久留米市、熊本市、荒尾市、鹿児島市、指宿市、霧島市、薩摩川内市、枕崎市、南さつま市、那覇市、沖縄県企業局、名護市、浦添市

- ・首相官邸にも応急給水を要望する現地病院等の情報が入っており、その情報も考慮して給水車を派遣し、給水を実施中。
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、作業関係者で構成する東北地方太平洋沖地震水道復旧対策特別本部を設置した。

構成団体・機関

(社)日本水道協会(日水協)、全日本水道労働組合(全水道)、
全日本自治団体労働組合(自治労)、全国簡易水道協議会(簡水協)、
厚生労働省(健康局水道課)

2. 原発事故に伴う水道の対応

- ・原発事故に伴い、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、

- ① 指標を超えるものは飲用を控えること
- ② 生活用水としての利用には問題がないこと
- ③ 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと

等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者に対して通知(3月19日)

- ・3月20日、福島県飯舘村の飯舘簡易水道の水道水中から、指標値を超える量の放射性ヨウ素が検出された。このため、厚生労働省は、同日、福島県を通じて飯舘村に対し、飯舘簡易水道を利用する住民に飲用を控えるよう広報するよう要請し、同村において広報を実施している。なお、福島県災害対策本部は、飯舘村からの要請を受けて、現地の飲料水を確保するようペットボトル等の配布を実施している。

- ・3月21日、乳児による水道水の摂取について、食品衛生法に基づく暫定規制値を踏まえ、水道水の放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合には、当該水を供する水道事業者等は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取

を控えるよう広報を実施するよう通知。

3. 通知等

・「福島県（飯舘村）における水道水中の放射性物質の検出について」（3月21日 健康局水道課）

福島県飯舘村の水道水から放射性物質が検出されたことについて情報提供。福島県を通じて飯舘村に対し、飯舘村の飯舘簡易水道を利用する住民に飲用を控えるよう広報するよう要請。なお、指標値を超える水道水を一時的に飲用しても健康影響が生じる可能性は極めて低いことなどを情報提供。

・「福島県（飯舘村含む）における水道中の放射性物質に関する情報について（第2報）」（3月21日 健康局水道課）

福島県飯舘村の水道水から検出された放射性物質が低下したこと、川俣町を含む7箇所について、3月17日の川俣町（公表済み）を除き、全て指標値を下回っていることについて情報提供。あわせて、この指標値を超える水道水を一時的に飲用しても健康影響が生じる可能性は極めて低いことなどを情報提供。

・「乳児による水道水の接種に係る対応について」（3月21日 健康局水道課）

乳児による水道水の摂取について、食品衛生法に基づく暫定規制値を踏まえ、水道水の放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合には、当該水を供する水道事業者等は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるよう広報を実施するよう通知。